

○下田市立学校統合準備委員会規則

平成20年10月8日教育委員会規則第13号

改正

平成29年11月29日教委規則第6号

下田市立学校統合準備委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、下田市附属機関設置条例（昭和43年下田市条例第25号）第2条の規定に基づき、下田市立学校統合準備委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、下田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

- (1) 新しい学校のあり方に関する事項
- (2) 学校名、校歌、校章等に関する事項
- (3) 通学方法に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、学校の統合に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
 - (1) 統合の対象となる学区内の校長及び下田市校長会長
 - (2) 統合の対象となる学区内の保護者代表
 - (3) 統合の対象となる学区内の地域代表
 - (4) 学識経験者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長の許可を受けたものは、会議に出席し、意見を述べることができる。

(部会)

第7条 会長は、第2条に掲げる事項に関し、詳細な調査検討をさせるため、委員会に部会を設けることができる。

2 部会は、部会長及び部会員で組織する。

3 部会長は、部会を設置した目的に関わりのある委員、教職員その他学校職員、保護者及び地域関係者等（第5項において「関係委員等」という。）のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 部会員は、関係委員等をもって充てる。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年11月29日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。